

兵庫県公報

平成24年7月6日 金曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則等の一部を改正する規則（住宅管理課）	1
病院局管理規程	
○ 個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程	5
県議会告示	
○ 個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程	7

公布された法令のあらまし

◎兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則等の一部を改正する規則（規則第39号）

外国人登録法が廃止されるとともに、住民基本台帳法の一部改正により、外国人住民の氏名、住所、国籍等の事項について、市町は、その備える住民基本台帳に記録するものとされること等に伴い、関係規則について所要の整備を行うこととした。

- 1 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則
- 2 危険物の規制に関する規則
- 3 理容師の業務に関する手続等を定める規則
- 4 美容師の業務に関する手続等を定める規則
- 5 クリーニング業の届出手続等を定める規則
- 6 青少年愛護条例施行規則
- 7 調理師免許に関する手続を定める規則
- 8 温泉に関する手続を定める規則
- 9 製菓衛生師免許に関する手続を定める規則
- 10 浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則
- 11 個人情報の保護に関する条例施行規則
- 12 産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例施行規則
- 13 統計調査条例施行規則

規 則

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年7月6日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第39号

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和35年兵庫県規則第19号）の一部を次のように改正する。

第10条第2号を次のように改める。

(2) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する外国人住民
(危険物の規制に関する規則の一部改正)

第2条 危険物の規制に関する規則（昭和37年兵庫県規則第66号）の一部を次のように改正する。

本則（第4条第1項第1号及び第2号を除く。）及び様式中促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。

第4条第1項第1号中「申請者が住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の適用を受ける者である場合にあっては、同法第6条第1項に規定する」を「申請者の」に改め、同項第2号を削り、同項第3号を同項第2号とする。

第5条第1項中「又は同項第2号」を削る。

（理容師の業務に関する手続等を定める規則の一部改正）

第3条 理容師の業務に関する手続等を定める規則（昭和37年兵庫県規則第73号）の一部を次のように改正する。

促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。

様式第4号（第2面）の部中「いす等」を「椅子等」に、「理容いす」を「理容椅子」に改め、同様式（第3面）の部添付書類2中「外国人登録証明書」を「国籍等の記載のある住民票の写し」に改める。

（美容師の業務に関する手続等を定める規則の一部改正）

第4条 美容師の業務に関する手続等を定める規則（昭和37年兵庫県規則第74号）の一部を次のように改正する。

促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。

様式第4号（第2面）の部中「いす等」を「椅子等」に、「美容いす」を「美容椅子」に改め、同様式（第3面）の部添付書類2中「外国人登録証明書」を「国籍等の記載のある住民票の写し」に改める。

（クリーニング業の届出手続等を定める規則の一部改正）

第5条 クリーニング業の届出手続等を定める規則（昭和38年兵庫県規則第13号）の一部を次のように改正する。

促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。

第8条第3項中「外国人登録法（昭和27年法律第125号）第5条第1項の登録証明書（以下「外国人登録証明書」という。）の写し又は同法第4条の3第2項の登録原票記載事項証明書」を「住民票の写しその他の同項に規定する書類が当該者に係る書類であることを証する書類」に改める。

第10条第2項中「外国人登録証明書の写し又は登録原票記載事項証明書」を「住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等を記載した住民票の写し（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3各号に掲げる者にあつては、旅券その他の身分を証する書類の写し）」に改める。

第12条第2項中「外国人登録証明書の写し又は登録原票記載事項証明書」を「住民票の写しその他の当該申請の内容を証する書類」に改める。

様式第9号添付書類中「外国人登録法第5条の外国人登録証明書の写し又は同法第4条の3第2項の登録原票記載事項証明書」を「国籍等を記載した住民票の写し（出入国管理及び難民認定法第19条の3各号に掲げる者にあつては、旅券その他の身分を証する書類の写し）」に改める。

様式第11号添付書類2中「外国人登録法第5条の外国人登録証明書の写し又は同法第4条の3第2項の登録原票記載事項証明書」を「住民票の写しその他の変更の内容を証する書類」に改める。

（青少年愛護条例施行規則の一部改正）

第6条 青少年愛護条例施行規則（昭和38年兵庫県規則第23号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「外国人にあつては外国人登録証明書の写し、」を削り、「登記事項証明書」を「登記事項証明書」に改める。

様式第2号（裏面）の部備考3(1)中「兵庫県内」の右に「に住所を有する外国人及び兵庫県内」を加え、同部備考3中(2)を削り、(3)を(2)とする。

様式第4号（裏面）の部備考2(1)中「兵庫県内」の右に「に住所を有する外国人及び兵庫県内」を加え、同部備考2中(2)を削り、(3)を(2)とする。

第7条 青少年愛護条例施行規則の一部を次のように改正する。

第6条第2項ただし書中「(外国人を除く。)」を削る。

様式第2号（裏面）の部備考3(1)及び様式第4号（裏面）の部備考2(1)中「兵庫県内に住所を有する外国人及び」を削る。

（調理師免許に関する手続を定める規則の一部改正）

第8条 調理師免許に関する手続を定める規則（昭和39年兵庫県規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号中「6箇月」を「6月」に改め、同条第2項中「あつては、外国人登録法（昭和27年法律第125号）第5条第1項の登録証明書（以下「外国人登録証明書」という。）の写し又は同法第4条の3

第2項の登録原票記載事項証明書（以下「登録原票記載事項証明書」という。）を「あつては、住民票の写しその他の同項第1号及び第2号に掲げる書類が当該者に係る書類であることを証する書類」に改める。

第6条を次のように改める。

第6条 削除

第7条第2項中「外国人登録証明書の写し又は登録原票記載事項証明書」を「住民票の写しその他の当該申請の内容を証する書類」に改める。

第8条第1項中「若しくは抄本又は戸籍記載事項証明書」を「又は抄本、消除された住民票の写しその他の当該申請の内容を証する書類」に改め、同条第2項を削る。

（温泉に関する手続を定める規則の一部改正）

第9条 温泉に関する手続を定める規則（昭和39年兵庫県規則第81号）の一部を次のように改正する。

様式第11号添付書類1中「又は外国人登録証明書の写し」を削る。

（製菓衛生師免許に関する手続を定める規則の一部改正）

第10条 製菓衛生師免許に関する手続を定める規則（昭和42年兵庫県規則第37号）の一部を次のように改正する。

本則（第6条第2項を除く。）及び様式中促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。

第3条第3項中「外国人登録証明書の写し又は登録原票記載事項証明書」を「住民票の写しその他の同項各号に掲げる書類が当該者に係る書類であることを証する書類」に改める。

第6条第2項中「前項第3号」を「前項第2号、第3号」に、「（外国人にあつては、登録原票記載事項証明書）その他申請の内容が事実であることを証する書類」を「その他申請の内容を証する書類（外国人にあつては、住民票の写しその他の申請の内容を証する書類）」に改める。

（浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部改正）

第11条 浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則（昭和60年兵庫県規則第81号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「(外国人を除く。次号において同じ。)」を削る。

（個人情報保護に関する条例施行規則の一部改正）

第12条 個人情報保護に関する条例施行規則（平成9年兵庫県規則第7号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「外国人登録証明書、住民基本台帳カード」を「住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の44第1項に規定する住民基本台帳カード、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第7条第1項に規定する特別永住者証明書」に改め、同条第2項中「同項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの及びその者の住民票の写し又は外国人登録原票の写し（開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。）」を「次に掲げる書類」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの
- (2) その者の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして知事が適当と認める書類であつて、開示請求をする日前30日以内に作成されたもの

様式第2号中

「

<input type="checkbox"/> 運転免許証	<input type="checkbox"/> 旅券
<input type="checkbox"/> 外国人登録証明書	<input type="checkbox"/> その他（ ）
（開示請求書の送付による開示請求）	
<input type="checkbox"/> 住民票	<input type="checkbox"/> 外国人登録原票
（法定代理人による開示請求）	
<input type="checkbox"/> 戸籍謄本	<input type="checkbox"/> その他（ ）

」

を

「

<input type="checkbox"/> 運転免許証	<input type="checkbox"/> 旅券
<input type="checkbox"/> 在留カード	<input type="checkbox"/> 特別永住者証明書

<input type="checkbox"/> その他 ()	
(開示請求書の送付による開示請求)	
<input type="checkbox"/> 住民票	<input type="checkbox"/> その他 ()
(法定代理人による開示請求)	
<input type="checkbox"/> 戸籍謄本	<input type="checkbox"/> その他 ()

に改め、同様式注6中「住民票の写し又は外国人登録原票の写し」を「住民票の写し等」に改める。
様式第12号中

<input type="checkbox"/> 運転免許証	<input type="checkbox"/> 旅券
<input type="checkbox"/> 外国人登録証明書	<input type="checkbox"/> その他 ()
(訂正請求書の送付による訂正請求)	
<input type="checkbox"/> 住民票	<input type="checkbox"/> 外国人登録原票
(法定代理人による訂正請求)	
<input type="checkbox"/> 戸籍謄本	<input type="checkbox"/> その他 ()

を

<input type="checkbox"/> 運転免許証	<input type="checkbox"/> 旅券
<input type="checkbox"/> 在留カード	<input type="checkbox"/> 特別永住者証明書
<input type="checkbox"/> その他 ()	
(訂正請求書の送付による訂正請求)	
<input type="checkbox"/> 住民票	<input type="checkbox"/> その他 ()
(法定代理人による訂正請求)	
<input type="checkbox"/> 戸籍謄本	<input type="checkbox"/> その他 ()

に改め、同様式注5中「住民票の写し又は外国人登録原票の写し」を「住民票の写し等」に改める。
様式第19号中

<input type="checkbox"/> 運転免許証	<input type="checkbox"/> 旅券
<input type="checkbox"/> 外国人登録証明書	<input type="checkbox"/> その他 ()
(利用停止請求書の送付による利用停止請求)	
<input type="checkbox"/> 住民票	<input type="checkbox"/> 外国人登録原票
(法定代理人による利用停止請求)	
<input type="checkbox"/> 戸籍謄本	<input type="checkbox"/> その他 ()

を

<input type="checkbox"/> 運転免許証	<input type="checkbox"/> 旅券
<input type="checkbox"/> 在留カード	<input type="checkbox"/> 特別永住者証明書
<input type="checkbox"/> その他 ()	
(利用停止請求書の送付による利用停止請求)	
<input type="checkbox"/> 住民票	<input type="checkbox"/> その他 ()
(法定代理人による利用停止請求)	
<input type="checkbox"/> 戸籍謄本	<input type="checkbox"/> その他 ()

に改め、同様式注5中「住民票の写し又は外国人登録原票の写し」を「住民票の写し等」に改める。

(産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例施行規則の一部改正)

第13条 産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例施行規則（平成15年兵庫県規則第93号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号及び第10条第1項第1号中「外国人にあつては外国人登録証明書の写し、」を削り、「登記事項証明書」を「、登記事項証明書」に改める。

第17条第2項第1号中「外国人にあつては外国人登録証明書の写し、」を削り、「登記事項証明書」を「、登記事項証明書」に改め、同項第7号中「一時たい積事業」を「一時堆積事業」に、「最大たい積時」を「最大堆積時」に改め、同項第12号中「一時たい積事業」を「一時堆積事業」に、「最大たい積時」を「最大堆積時」に、「たい積の」を「堆積の」に改める。

(統計調査条例施行規則の一部改正)

第14条 統計調査条例施行規則（平成21年兵庫県規則第28号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項第1号中「、外国人登録証明書」を削り、「住民基本台帳カード」の右に「、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第7条第1項に規定する特別永住者証明書」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年7月9日から施行する。ただし、第7条及び第11条の規定は、平成25年7月8日から施行する。

(経過措置)

2 第12条及び第14条の規定による改正後の次に掲げる規則の規定の適用については、中長期在留者（出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号。以下「改正法」という。）第2条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「改正後の入管法」という。）第19条の3に規定する中長期在留者をいう。）が所持する改正法第4条の規定による廃止前の外国人登録法（昭和27年法律第125号。以下「旧外国人登録法」という。）に規定する外国人登録証明書は在留カード（改正後の入管法第19条の3に規定する在留カードをいう。以下同じ。）とみなし、特別永住者（改正法第3条の規定による改正後の日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号。以下「改正後の特例法」という。）に定める特別永住者をいう。）が所持する旧外国人登録法に規定する外国人登録証明書は特別永住者証明書（改正後の特例法第7条第1項に規定する特別永住者証明書をいう。以下同じ。）とみなす。

(1) 個人情報の保護に関する条例施行規則第4条第1項第1号及び第2項第1号（これらの規定を同規則第14条及び第21条において準用する場合を含む。）、様式第2号、様式第12号並びに様式第19号

(2) 統計調査条例施行規則第8条第2項第1号

3 前項の規定により、旧外国人登録法に規定する外国人登録証明書が在留カードとみなされる期間は改正法附則第15条第2項各号に定める期間とし、特別永住者証明書とみなされる期間は改正法附則第28条第2項各号に定める期間とする。

4 第12条の規定による改正後の個人情報の保護に関する条例施行規則第4条第2項第2号（同規則第14条及び第21条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、旧外国人登録法に規定する外国人登録原票の写しは、それが作成された日から起算して30日を経過する日までの間は、同号に掲げる書類とみなす。

病 院 局 管 理 規 程

個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

平成24年7月6日

兵庫県病院事業管理者 前 田 盛

兵庫県病院局管理規程第6号

個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程

個人情報の保護に関する条例施行規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「外国人登録証明書、住民基本台帳カード」を「住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の44第1項に規定する住民基本台帳カード、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第7条第1項に規定する特別永住者証明書」に改め、同条第2項中「同項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したものと及びその者の住民票の写し又は外国人登録原票の写し（開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。）」を「次に掲げる書類」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの
 - (2) その者の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして知事が適当と認める書類であって、開示請求をする日前30日以内に作成されたもの
- 様式第2号中

「

<input type="checkbox"/> 運転免許証	<input type="checkbox"/> 旅券
<input type="checkbox"/> 外国人登録証明書	<input type="checkbox"/> その他（ ）
（開示請求書の送付による開示請求）	
<input type="checkbox"/> 住民票	<input type="checkbox"/> 外国人登録原票
（法定代理人による開示請求）	
<input type="checkbox"/> 戸籍謄本	<input type="checkbox"/> その他（ ）

」

を
「

<input type="checkbox"/> 運転免許証	<input type="checkbox"/> 旅券
<input type="checkbox"/> 在留カード	<input type="checkbox"/> 特別永住者証明書
<input type="checkbox"/> その他（ ）	
（開示請求書の送付による開示請求）	
<input type="checkbox"/> 住民票	<input type="checkbox"/> その他（ ）
（法定代理人による開示請求）	
<input type="checkbox"/> 戸籍謄本	<input type="checkbox"/> その他（ ）

」

に改め、同様式注6中「住民票の写し又は外国人登録原票の写し」を「住民票の写し等」に改める。
様式第12号中

「

<input type="checkbox"/> 運転免許証	<input type="checkbox"/> 旅券
<input type="checkbox"/> 外国人登録証明書	<input type="checkbox"/> その他（ ）
（訂正請求書の送付による訂正請求）	
<input type="checkbox"/> 住民票	<input type="checkbox"/> 外国人登録原票
（法定代理人による訂正請求）	
<input type="checkbox"/> 戸籍謄本	<input type="checkbox"/> その他（ ）

」

を
「

<input type="checkbox"/> 運転免許証	<input type="checkbox"/> 旅券
<input type="checkbox"/> 在留カード	<input type="checkbox"/> 特別永住者証明書
<input type="checkbox"/> その他（ ）	
（訂正請求書の送付による訂正請求）	
<input type="checkbox"/> 住民票	<input type="checkbox"/> その他（ ）
（法定代理人による訂正請求）	
<input type="checkbox"/> 戸籍謄本	<input type="checkbox"/> その他（ ）

」

に改め、同様式注 5 中「住民票の写し又は外国人登録原票の写し」を「住民票の写し等」に改める。

様式第19号中

「

<input type="checkbox"/> 運転免許証	<input type="checkbox"/> 旅券
<input type="checkbox"/> 外国人登録証明書	<input type="checkbox"/> その他 ()
(利用停止請求書の送付による利用停止請求)	
<input type="checkbox"/> 住民票	<input type="checkbox"/> 外国人登録原票
(法定代理人による開示請求)	
<input type="checkbox"/> 戸籍謄本	<input type="checkbox"/> その他 ()

」

を

「

<input type="checkbox"/> 運転免許証	<input type="checkbox"/> 旅券
<input type="checkbox"/> 在留カード	<input type="checkbox"/> 特別永住者証明書
<input type="checkbox"/> その他 ()	
(利用停止請求書の送付による利用停止請求)	
<input type="checkbox"/> 住民票	<input type="checkbox"/> その他 ()
(法定代理人による利用停止請求)	
<input type="checkbox"/> 戸籍謄本	<input type="checkbox"/> その他 ()

」

に改め、同様式注 5 中「住民票の写し又は外国人登録原票の写し」を「住民票の写し等」に改める。

附 則

(施行期日)

- この管理規程は、平成24年 7 月 9 日から施行する。
(経過措置)
- 改正後の個人情報の保護に関する条例施行規程第 4 条第 1 項第 1 号及び第 2 項第 1 号（これらの規定を同管理規程第14条及び第21条において準用する場合を含む。）、様式第 2 号、様式第12号並びに様式第19号の規定の適用については、中長期在留者（出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号。以下「改正法」という。）第 2 条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「改正後の入管法」という。）第19条の 3 に規定する中長期在留者をいう。）が所持する改正法第 4 条の規定による廃止前の外国人登録法（昭和27年法律第125号。以下「旧外国人登録法」という。）に規定する外国人登録証明書は在留カード（改正後の入管法第19条の 3 に規定する在留カードをいう。以下同じ。）とみなし、特別永住者（改正法第 3 条の規定による改正後の日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第71号。以下「改正後の特例法」という。）に定める特別永住者をいう。）が所持する旧外国人登録法に規定する外国人登録証明書は特別永住者証明書（改正後の特例法第 7 条第 1 項に規定する特別永住者証明書をいう。以下同じ。）とみなす。
- 前項の規定により、旧外国人登録法に規定する外国人登録証明書が在留カードとみなされる期間は改正法附則第15条第 2 項各号に定める期間とし、特別永住者証明書とみなされる期間は改正法附則第28条第 2 項各号に定める期間とする。
- 改正後の個人情報の保護に関する条例施行規程第 4 条第 2 項第 2 号（同管理規程第14条及び第21条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、旧外国人登録法に規定する外国人登録原票の写しは、それが作成された日から起算して30日を経過する日までの間は、同号に掲げる書類とみなす。

県 議 会 告 示

兵庫県議会告示第 2 号

個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年 7 月 6 日

兵庫県議会議長 藤 原 昭 一

個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程

個人情報の保護に関する条例施行規程（平成17年兵庫県議会告示第6号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「外国人登録証明書、住民基本台帳カード」を「住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の44第1項に規定する住民基本台帳カード、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第7条第1項に規定する特別永住者証明書」に改め、同条第2項中「同項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの及びその者の住民票の写し又は外国人登録原票の写し（開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。）」を「次に掲げる書類」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの
- (2) その者の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして議長が適当と認める書類であって、開示請求をする日前30日以内に作成されたもの

様式第2号中

「

<input type="checkbox"/> 運転免許証	<input type="checkbox"/> 旅券
<input type="checkbox"/> 外国人登録証明書	<input type="checkbox"/> その他（ ）
(開示請求書の送付による開示請求)	
<input type="checkbox"/> 住民票	<input type="checkbox"/> 外国人登録原票
(法定代理人による開示請求)	
<input type="checkbox"/> 戸籍謄本	<input type="checkbox"/> その他（ ）

」

を

「

<input type="checkbox"/> 運転免許証	<input type="checkbox"/> 旅券
<input type="checkbox"/> 在留カード	<input type="checkbox"/> 特別永住者証明書
<input type="checkbox"/> その他（ ）	
(開示請求書の送付による開示請求)	
<input type="checkbox"/> 住民票	<input type="checkbox"/> その他（ ）
(法定代理人による開示請求)	
<input type="checkbox"/> 戸籍謄本	<input type="checkbox"/> その他（ ）

」

に改め、同様式注6中「住民票の写し又は外国人登録原票の写し」を「住民票の写し等」に改める。

様式第12号中

「

<input type="checkbox"/> 運転免許証	<input type="checkbox"/> 旅券
<input type="checkbox"/> 外国人登録証明書	<input type="checkbox"/> その他（ ）
(訂正請求書の送付による訂正請求)	
<input type="checkbox"/> 住民票	<input type="checkbox"/> 外国人登録原票
(法定代理人による訂正請求)	
<input type="checkbox"/> 戸籍謄本	<input type="checkbox"/> その他（ ）

」

を

「

<input type="checkbox"/> 運転免許証	<input type="checkbox"/> 旅券
<input type="checkbox"/> 在留カード	<input type="checkbox"/> 特別永住者証明書
<input type="checkbox"/> その他（ ）	
(訂正請求書の送付による訂正請求)	

<input type="checkbox"/> 住民票 (法定代理人による訂正請求)	<input type="checkbox"/> その他 ()
<input type="checkbox"/> 戸籍謄本	<input type="checkbox"/> その他 ()

に改め、同様式注5中「住民票の写し又は外国人登録原票の写し」を「住民票の写し等」に改める。

様式第19号中

<input type="checkbox"/> 運転免許証	<input type="checkbox"/> 旅券
<input type="checkbox"/> 外国人登録証明書 (利用停止請求書の送付による利用停止請求)	<input type="checkbox"/> その他 ()
<input type="checkbox"/> 住民票 (法定代理人による利用停止請求)	<input type="checkbox"/> 外国人登録原票
<input type="checkbox"/> 戸籍謄本	<input type="checkbox"/> その他 ()

を

<input type="checkbox"/> 運転免許証	<input type="checkbox"/> 旅券
<input type="checkbox"/> 在留カード	<input type="checkbox"/> 特別永住者証明書
<input type="checkbox"/> その他 () (利用停止請求書の送付による利用停止請求)	
<input type="checkbox"/> 住民票 (法定代理人による利用停止請求)	<input type="checkbox"/> その他 ()
<input type="checkbox"/> 戸籍謄本	<input type="checkbox"/> その他 ()

に改め、同様式注5中「住民票の写し又は外国人登録原票の写し」を「住民票の写し等」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成24年7月9日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の個人情報の保護に関する条例施行規程第4条第1項第1号及び第2項第1号（これらの規定を同規程第14条及び第21条において準用する場合を含む。）、様式第2号、様式第12号並びに様式第19号の規定の適用については、中長期在留者（出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号。以下「改正法」という。）第2条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「改正後の入管法」という。）第19条の3に規定する中長期在留者をいう。）が所持する改正法第4条の規定による廃止前の外国人登録法（昭和27年法律第125号。以下「旧外国人登録法」という。）に規定する外国人登録証明書は在留カード（改正後の入管法第19条の3に規定する在留カードをいう。以下同じ。）とみなし、特別永住者（改正法第3条の規定による改正後の日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号。以下「改正後の特例法」という。）に定める特別永住者をいう。）が所持する旧外国人登録法に規定する外国人登録証明書は特別永住者証明書（改正後の特例法第7条第1項に規定する特別永住者証明書をいう。以下同じ。）とみなす。

3 前項の規定により、旧外国人登録法に規定する外国人登録証明書が在留カードとみなされる期間は改正法附則第15条第2項各号に定める期間とし、特別永住者証明書とみなされる期間は改正法附則第28条第2項各号に定める期間とする。

4 改正後の個人情報の保護に関する条例施行規程第4条第2項第2号（同規程第14条及び第21条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、旧外国人登録法に規定する外国人登録原票の写しは、それが作成された日から起算して30日を経過する日までの間は、同号に掲げる書類とみなす。